

宮崎県公

令和2年12月23日(水曜日) 号外 第40号の4

発行・印刷 宮 崎 宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

頁

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の

移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- 家舗疫焼課 1

宮崎県告示第 985号の4

令和2年宮崎県告示第963号の3 (家畜伝染病のまん延を防止す るための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限) を次のとおり変更

令和2年12月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
- (1) 移動制限区域
 - ア 都城市高城町四家(平八重、大開、蕨ヶ野)、高城町有水 (田辺) 、高崎町笛水(平松、竹元下平、竹元東原、竹元西 原、笛水東原、笛水前田、笛水村中、笛水前原、小川内)
 - イ 小林市野尻町紙屋(前平、実参、下村、長瀬、瀬戸ノ口、 五ヶ迫、内神田、花立原、上ノ原、堀切、枯木迫、中辻、池 ノ尾、下谷、宮ノ尾、石瀬戸、松牟礼、黒園原、池ノ原、黒 谷、今別府、立神原のうち農道49号立神線の以西の区域)、 野尻町東麓(丸岡、寺原、境別府、辻、一本松、一本柊)